

第17回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召集 令和3年12月23日(木) 16時30分
第17回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開会 令和3年12月23日(木) 16時23分

3. 閉会 令和3年12月23日(木) 17時25分

4. 出席委員

1 番 青柳	2 番 山口	3 番 馬場	4 番 星	5 番 尾崎
6 番 田中	7 番 泉	8 番 東城	9 番 岩井	10 番 市村
11 番 波多野	12 番 菅野	13 番 佐藤	14 番 小池	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 13 番 佐藤委員

6. 議事録署名委員 3 番—馬場委員 4 番—星委員

7. 付議議件
議案第 79 号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第 80 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 81 号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 82 号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について
議案第 83 号 農用地利用配分計画案に係る意見照会に対する回答
について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉
事務局 笠井 孝弘
神矢 拓郎
羽田野 由美子

9. 会議の概要

事務局	<p>第 17 回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日、欠席委員は 13 番-佐藤委員となっております。</p> <p>出席委員は 16 名中 15 名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立しております。</p> <p>議長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは第 17 回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程 1、議事録署名員に、3 番-馬場委員、4 番-星委員を委嘱します。</p> <p>日程 2、議案第 79 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 79 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号 1、関係の土地については、字峰浜 3 筆、地目畑、合計面積は 34,723 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 30 年 12 月 26 日から令和 11 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 12 月 1 日となっております。</p> <p>番号 2、関係の土地については、字峰浜 1 筆、地目畑、面積は 44,664 m²、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は平成 28 年 12 月 22 日から令和 2 年 12 月 21 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 12 月 1 日となっております。</p> <p>番号 3、関係の土地については、字川上 1 筆、地目畑、合計面積は 5,285 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 2 年 12 月 23 日から令和 13 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 12 月 6 日となっております。</p> <p>別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>合意解約通知について確認決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>よろしいです。</p>
議長	<p>それでは決定とします。</p> <p>日程 3、議案第 80 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 80 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請に係る次の者の申請について審議を求める。</p>

	<p>区分 1、関係の土地については字峰浜 4 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 79,387 m²、申請の理由は貸人が農地を利用しないため賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 2、関係の土地については字三井 1 筆、地目については記載のとおり、面積は 3,476 m²、申請の理由は貸人が今後農業は行わないので賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図については 1、2 番同頁記載となっています。</p> <p>現地調査については 1 番が 12 月 22 日(水)小池委員、田中委員、泉委員で行っています。2 番は 12 月 22 日(水)佐藤委員、波多野委員、星委員で行っています。</p> <p>別紙の農地法第 3 条調査書のとおり農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	区分 1 の現地確認委員、小池委員どうでしたか。
小池委員	問題ありません。
議長	区分 1 を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>区分 1 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>区分 2 の現地確認委員、波多野委員どうでしたか。</p>
波多野委員	問題ありません。
議長	区分 2 について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>区分 2 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程 4、議案第 81 号農地法第 4 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 81 号農地法第 4 条の規定による許可申請について</p> <p>農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。</p>

	<p>区分1、関係の土地については字朱円西2筆、地目畑、面積は1,462㎡申請の理由については農業用施設へ転用、転用の概要については記載のとおりとなっております。位置図については、同頁記載となっております。</p> <p>現地調査については12月10日(金)青柳委員、田中委員、菱川委員で行っています。</p> <p>別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認をお願いします。以上です。</p>
議長	<p>現地確認委員の青柳委員どうでしたか。</p>
青柳委員	<p>問題ありません。</p>
議長	<p>問題なしということで決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程5、議案第82号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。</p>
議長	<p>議案第82号斜里町農用地利用集積計画案の承認について (1)利用権の設定関係の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第82号斜里町農用地利用集積計画案の承認について (1)利用権の設定関係</p> <p>番号1、関係の土地については字以久科南22筆、地目畑、合計面積は538,995㎡、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和14年11月30日までとなっております。</p> <p>番号2、関係の土地については字美咲12筆、地目畑、面積は295,760㎡、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和14年11月30日までとなっております。</p> <p>番号3、関係の土地については字豊里3筆、地目畑、合計面積は74,541㎡、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和14年11月30日までとなっております。</p> <p>番号4、関係の土地については字来運3筆、地目畑、合計面積は73,230㎡、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和14年11月30日までとなっております。</p> <p>番号5、関係の土地については字川上1筆、地目畑、合計面積は5,285㎡、利用権の種類は貸貸借、期間は公告日から令和14年11月30日まで、借賃は反当たり11,000円、毎年11月末日までに指定口座に振り込みとなっております。</p> <p>位置図は1から5番目まで経営移譲のため省略となっております。</p> <p>別紙に利用集積更新の貸貸借の一覧を添付しています。24件ありますので確認をお</p>

議長	<p>願います。位置図については継続更新のため省略となっています。 別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認も願います。以上です。</p>
全員	(2)の利用権の設定関係、1 から 29 番について決定してよろしいですか。
議長	異議なし。
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。 日程 6、議案第 83 号農用地利用配分計画に係る意見照会について説明願います。</p>
議長	<p>議案第 83 号農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、下記の農用地利用配分計画について審議を求める。 番号 1、関係の土地については字以久科南 2 筆、地目畑、合計面積は 46,711 ㎡、利用権の種類は賃借権、期間は令和 4 年 2 月 15 日から令和 6 年 11 月 30 日まで、経営面積は記載のとおり、権利移転の理由は後継者に経営移譲するため、支払方法は毎年 12 月 10 日までに振込となっています。 位置図については、経営移譲のため省略となっています。 番号 2、関係の土地については字三井 1 筆、地目畑、面積は 25,739 ㎡、利用権の種類は賃借権、期間は令和 4 年 2 月 15 日から令和 6 年 11 月 30 日まで、経営面積は記載のとおり、権利移転の理由は後継者に経営移譲するため、支払方法は毎年 12 月 10 日までに振込となっています。 番号 3、関係の土地については字大栄 3 筆、地目畑、合計面積は 44,009 ㎡、利用権の種類は賃借権、期間は令和 4 年 2 月 15 日から令和 6 年 11 月 30 日まで、経営面積は記載のとおり、権利移転の理由は後継者に経営移譲するため、支払方法は毎年 12 月 10 日までに振込となっています。 位置図については、経営移譲のため省略となっています。 以上です。</p>
全員	番号 1 から 3 について決定してよろしいですか。
議長	異議なし。
議長	<p>異議なしと認め決定します。 ここで休憩とし、日程 6 その他、協議・報告事項の説明を願います。 (一時休憩)</p>

議長	本会議に戻し、全体を通して何か意見等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第 17 回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和 3 年 1 2 月 2 3 日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員

馬場 武夫

議事録署名委員

星 美保子